

## 社会保険診療収入以外の収入に係る留意事項

医療法人等に係る所得区分計算書の「その他の収入金額( B )」欄記載の際に参考にしてください。  
 なお、「計上しない」に該当するものは、当該計算書の「社会保険診療に係る収入金額( A )」欄、「その他の収入金額( B )」欄のいずれにも計上しません。

収入科目	その他の収入金額に計上する	計上しない	備 考	
室料の差額収入			「その他診療等に係る収入( C )」欄に計上	
健康診断・受託医療収入				
医療相談収入				
利子補給金				
診断書等文書収入				
受託技工、検査料等収入				
嘱託収入				
委託事業に係る収入			「委託事業に係る収入( D )」欄に計上(減免対象にならない場合は「その他診療等に係る収入( C )」欄に計上)	
受取利息配当金			「受取利息等」欄に計上	
保険等の配当金				
補助金・助成金	(支払額を超える部分)		「雑収入( E )」欄に計上	
圧縮記帳の対象となる 国庫補助金等及び保険金等	(圧縮損控除後の金額)			
付添人に係る給食収入				
電話、ガス、寝具等の 使用料収入				
従業員給食収益	(材料費相当額を超える部分)			
社宅・寮収入	(支払額を超える部分)			
不要品売却収入				
商品販売収入				
償却資産売却益	(取得価額を超える部分)			
贈与・寄付金・受贈益等	(軽微な場合)			
その他の事業に係る所得	(軽微な場合)			
現金過不足				
保険解約・満期返戻金	(支払保険料( 1 )を上回る金額)			
生命保険金・損害保険金	(支払額を上回る金額) (圧縮後の金額)			
印紙等販売収入	(販売差益の生じたもの)			
租税の還付加算金				} ( 2 )
租税の還付金				
企業年金払戻金				
各種引当金及び準備金の 戻 入 額				
債務免除益			「医療事業以外の事業に係る 所得金額( )」欄に計上	
有価証券譲渡損益	-	-		
土地等譲渡損益	-	-		

1 当該年度の支払保険料ではなく、累計保険料です。

2 この一覧表に例示されていないものでも、一度経費として支出した後、その経費が過大であったため払い戻されたことによる収入は、計上しないでください。